



発行 新潟県

第77号

平成29年10月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 1094 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項（情報政策課）
- 1095 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 1096 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 1097 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 1098 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 1099 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 1100 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 1101 特定計量器定期検査の検査場所の変更（計量検定所）
- 1102 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 1103 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 1104 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 1105 公共測量の実施通知（監理課）
- 1106 公共測量の実施通知（監理課）
- 1107 公共測量の実施通知（監理課）
- 1108 道路の区域変更（道路管理課）
- 1109 道路の供用開始（道路管理課）
- 1110 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）
- 1111 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局告示

- 7 公金の収納事務の委託（病院局業務課）

選挙管理委員会告示

- 47 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）
- 48 個人演説会等を開催することのできる施設の指定、異動及び指定取消報告（選挙管理委員会）
- 49 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告（選挙管理委員会）
- 50 衆議院小選挙区新潟県第5区選出議員補欠選挙を行うべき事由の消滅（選挙管理委員会）
- 51 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日（選挙管理委員会）
- 52 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定（選挙管理委員会）

人事委員会公告

- 平成29年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：追加募集（総合土木、建築））の実施（人事委員会事

務局総務課)

教育委員会告示

- 7 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項（教育庁総務課）

告 示

◎新潟県告示第1094号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年新潟県規則第11号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

なお、平成17年3月新潟県告示第269号は、廃止する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

法令又は条例等の名称	条項
旅行業法（昭和27年法律第239号）	第10条
調理師法（昭和33年法律第147号）	第5条第2項
食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）	第71条（第67条第1項第5号に掲げる事項に係るものを除く。）
新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）	第14条第1項（工事の着手に係るものに限る。）
新潟県食品衛生条例（昭和42年新潟県条例第46号）	第8条（新潟県食品衛生条例施行規則（昭和43年新潟県規則第2号）第3条第1項第5号に掲げる事項に係るものを除く。）
新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年新潟県条例第51号）	第61条第1項
新潟県情報公開条例（平成7年新潟県条例第1号）	第5条及び第16条
新潟県食品衛生法施行条例（平成11年新潟県条例第53号）	第3条
新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）	第5条及び附則第8項
新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）	第3条
新潟県健康増進法施行細則（平成15年新潟県規則第85号）	第2条第2項及び第4条第2項

◎新潟県告示第1095号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
有限会社エム・ケイ・メディカル	小千谷市城内4丁目1番38号	エム・ケイ薬局 さいがた店	上越市大潟区犀 潟658番地2	居宅療養管理指導	H29.9.1
有限会社エム・ケイ・メディカル	小千谷市城内4丁目1番38号	エム・ケイ薬局 さいがた店	上越市大潟区犀 潟658番地2	介護予防居宅療養管理指導	H29.9.1

◎新潟県告示第1096号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	変更事項	旧	新	変更年月日
ファーコス薬局 ひだまり	三条市本町5丁目3-25	名称	ひだまり薬局	ファーコス薬局 ひだまり	H29. 8. 1
むらかみ調剤薬局	村上市新町6番3号	所在地	村上市羽黒町11番22号	村上市新町6番3号	H29. 9. 19
訪問看護ステーションみつごうや	長岡市緑町2丁目4-5	所在地	長岡市三ツ郷屋町287番地1	長岡市緑町2丁目4-5	H29. 8. 26

◎新潟県告示第1097号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
渡部歯科医院	佐渡市相川一丁目裏町2番地	渡部歯科医院	佐渡市相川一丁目裏町2番地	居宅療養管理指導	H28. 12. 21
渡部歯科医院	佐渡市相川一丁目裏町2番地	渡部歯科医院	佐渡市相川一丁目裏町2番地	介護予防居宅療養管理指導	H28. 12. 21

◎新潟県告示第1098号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名 称 町立湯沢病院
- 2 所 在 地 南魚沼郡湯沢町大字湯沢2877番地1
- 3 有効期間 平成29年10月22日から
平成32年10月21日まで

◎新潟県告示第1099号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日

上越地域医療センター病院	上越市南高田町6番9号	精神通院医療	平成29年10月1日
燕こころのクリニック	燕市杣木814	精神通院医療	平成29年10月1日

◎新潟県告示第1100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年10月6日

新潟県知事 米山 隆一

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
あおば南長岡薬局	長岡市千歳3-2-33	精神通院医療	平成29年9月1日
訪問看護ステーションとちお	長岡市栄町2丁目1番50号	精神通院医療	平成28年4月1日

◎新潟県告示第1101号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により実施する三条市の特定計量器定期検査の検査場所（平成29年9月新潟県告示第1012号）の一部を次のとおり変更する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米山 隆一

変更前	変更後
三条市役所第2庁舎101会議室	三条市役所マイクロバス駐車場

◎新潟県告示第1102号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米山 隆一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
矢作工業団地	西蒲原郡弥彦村大字矢作字佃の一部 西蒲原郡弥彦村大字矢作字辻上の一部 西蒲原郡弥彦村大字矢作字大切の一部 西蒲原郡弥彦村美山の一部	平成29年9月27日

◎新潟県告示第1103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営六箇地区区画整理・農業用排水施設整備（中山間地域総合整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月6日

新潟県十日町地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成29年10月10日から平成29年11月7日まで
- 3 縦覧に供する場所
十日町市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1104号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
南魚沼市	南魚沼市の地籍図及び地籍簿 欠之上、川窪、君婦、野田の各一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 芋鞘、横根、穴沢、田小屋、平野又の各一部
魚沼市	魚沼市の地籍図及び地籍簿 小平尾の一部
湯沢町	湯沢町の地籍図及び地籍簿 大字神立の一部
聖籠町	聖籠町の地籍図及び地籍簿 大字網代浜、大字次第浜の各一部

2 認証年月日

平成29年9月28日

◎新潟県告示第1105号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量(水準測量)
- 2 作業期間 平成29年9月20日から平成29年12月31日まで
- 3 作業地域 信濃川下流河川事務所管内の信濃川沿川
(新潟市東区臨港町2丁目～燕市中条新田)

◎新潟県告示第1106号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(道路基準点測量)
- 2 作業期間 平成29年10月16日から平成30年3月30日まで
- 3 作業地域 一般国道18号 上越市寺町地先、上越市今池地先

◎新潟県告示第1107号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査二級水準測量)
- 2 作業期間 平成29年9月1日から平成29年12月28日まで
- 3 作業地域 南魚沼地域

◎新潟県告示第1108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の区別	敷地の幅員	延 長
十日町市安養寺乙2068番1から	新	10.0～38.2メートル	869.6メートル
同市堀之内字久保寺戊1077番2まで	旧	(A) 5.3～31.8メートル	925.8メートル
十日町市安養寺乙2068番1から		(B) 12.6～38.2メートル	471.4メートル
同市新屋敷丙831番1まで			

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 小千谷十日町津南線
- 2 供用開始の区間
十日町市安養寺乙2068番1から同市堀之内字久保寺戊1077番2まで
- 3 供用開始の期日 平成29年10月6日

◎新潟県告示第1110号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 区域の名称
達者(2)急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線、標柱10号と11号を昭和37年建設省告示第200号で指定した達者川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱11号から18号までを順次結んだ線及び標柱18号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐渡市

達者

485-1	1号
1645-1	2号
1644-1	3号
615-1	4号及び5号
615-2	6号
1646-1	7号及び8号
1646-1 地先道路敷	9号
404-3	10号
454-11	11号
454-8	12号
454-24	13号
456-5 地先道路敷	14号
457-1 地先道路敷	15号
458-1 地先道路敷	16号
460-5	17号
460-1	18号

◎新潟県告示第1111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成29年10月6日

新潟県

代表者 新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 魚沼都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・3号 堀之内小出線
3・4・7号 大石吉水線
3・4・11号 月岡公園線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 3・4・3号 堀之内小出線

- ア 追加する部分
魚沼市大石字前島、字宮島、字上原、字菜畑沢及び字頭無の各一部
- イ 削除する部分
魚沼市大石字前島、字上原、字菜畑沢及び四日町字杉山の各一部
- (2) 3・4・7号 大石吉水線
- ア 追加する部分
魚沼市堀之内字宮林及び字関下の各一部
- イ 削除する部分
魚沼市堀之内字品袋、字岩野、字宮林及び字関下の各一部
- (3) 3・4・11号 月岡公園線
- ア 追加する部分
なし
- イ 削除する部分
魚沼市堀之内字関下、字上ノ原及び字西又の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
- (1) 期間 自 平成29年10月6日
至 平成29年10月20日
- (2) 場所
- ア 魚沼市大塚新田91-4 (〒946-0004)
新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課
- イ 魚沼市今泉1488番地1 (広神庁舎) (〒946-8555)
魚沼市土木課都市整備室都市整備係
- 4 意見書の提出方法
案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。
- 5 意見書を提出できる者
魚沼市の住民並びに利害関係人
- 6 意見書の提出期限
平成29年10月20日(金)(必着のこと。)

公 告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 落札件名及び数量
- | | |
|--|----|
| (1) ロータリ除雪車(2.6m、220kW級、ロング雪切板付) | 1台 |
| (2) ロータリ除雪車(2.6m、220kW級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付) | 1台 |
| (3) 小形除雪車(1.3m級、ロング雪切板、充電器接続用端子付) | 1台 |
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
平成29年9月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 上記1(1)について
株式会社コバリキ
新潟県新潟市中央区下大川前通四之町2185番地

- (2) 上記1(2)及び(3)について
株式会社日本除雪機製作所北陸営業所
新潟県新潟市中央区笹口2丁目10番地1

5 落札価格

- (1) 上記1(1)について
35,866,690円
(2) 上記1(2)について
40,186,690円
(3) 上記1(3)について
16,858,690円

6 契約決定方式

一般競争入札

7 落札方式

最低価格

8 入札公告日

平成29年8月4日

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 調達件名及び数量

小形除雪車（1.3m級、ロング雪切板、バッテリースイッチ付） 1台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年9月15日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社コバリキ
新潟県新潟市中央区下大川前通四之町2185番地

5 契約価格

17,182,690円

6 契約決定方式

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 調達件名及び数量

ファイルサーバ等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

借上げ

- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成29年8月25日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ信越新潟支店
新潟県新潟市中央区笹口1丁目26番9
- 7 落札価格
30,524,688円
- 8 入札公告日
平成29年7月14日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 調達件名及び数量
交通情報総合管理分析システム賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借上げ
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成29年9月13日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社ジー・アイ・システム
福井県坂井市坂井町宮領58字20-3
- 7 落札価格
49,539,600円
- 8 入札公告日
平成29年8月1日
- 9 落札方式
最低価格

病院局告示

◎新潟県病院局告示第7号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

平成29年10月6日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

- 1 委託する事務
各新潟県立病院における診療費等の窓口収納事務
- 2 受託者の所在地及び名称

新潟市中央区米山2丁目5番地1

株式会社BSNアイネット

3 委託期間

平成29年10月1日から平成30年3月31日まで

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、柏崎市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成29年10月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
柏崎市番神漁村センター	柏崎市番神一丁目6番39号	会議室	63.70	平成29年9月26日
		集会室	84.40	
高柳町総合センター	柏崎市高柳町岡野町1971番地	体育館 ステージ	810.00 75.60	
岡田集落センター	柏崎市高柳町岡田565番地4	集会室	150.00	
岡野町集落センター	柏崎市高柳町岡野町1743番地	集会室	124.00	
高尾集落センター	柏崎市高柳町高尾673番地1	会議室	65.00	
坪野集落センター	柏崎市高柳町高尾1171番地1	集会室	49.68	
漆島集落センター	柏崎市高柳町漆島373番地6	集会室	51.00	
荻ノ島集落センター	柏崎市高柳町荻ノ島1042番地1	集会室	49.68	
門出集落センター	柏崎市高柳町門出336番地1	集会室	106.80	
山中集落センター	柏崎市高柳町山中2990番地4	集会室	38.67	
塩沢集落センター	柏崎市高柳町山中3639番地1	集会室	49.68	
上石黒集落センター	柏崎市高柳町石黒1431番地1	集会室	46.37	
下石黒集落センター	柏崎市高柳町石黒2354番地1	集会室	30.93	
落合集落センター	柏崎市高柳町石黒967番地1	集会室	30.00	
栃ヶ原集落センター	柏崎市高柳町栃ヶ原1485番地3	集会室	46.37	
板畑集落センター	柏崎市高柳町石黒5128番地3	集会室	31.86	

上石黒集落センター 講堂	柏崎市高柳町石黒 1720番地6	講堂	544.00	
柏崎市高柳町石黒地 域活動拠点施設	柏崎市高柳町石黒 1685番地	集会室	71.64	

◎新潟県選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、粟島浦村選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあつた旨の報告があつた。

平成29年10月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
粟島浦村老人憩いの家	岩船郡粟島浦村内浦 96番地1	集会室	49.60	平成29年9月26日
粟島浦村離島体験滞在 交流施設	岩船郡粟島浦村字釜 屋1113番地4	研修室	69.56	

2 指定内容に異動のあつた施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
粟島開発総合センター	岩船郡粟島浦村字日 ノ見山1491番地8 （旧岩船郡粟島浦村 字日の見山1513番地 の地先）	大会議室	176.00	平成29年9月26日

3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
集落開発センター	岩船郡粟島浦村釜谷	集会室	91.40	平成29年9月26日

◎新潟県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があつた。

平成29年10月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
上越市市民交流施設 高田公園オーレンプ ラザ	上越市本城町8番1 号	ホール	661.80	平成29年9月29日
		スタジオ	158.90	
		多目的室	63.30	
		研修室	62.40	
		会議室	45.70	

◎新潟県選挙管理委員会告示第50号

平成29年9月28日衆議院が解散したことにより、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第31条第3項の規定による衆議院議員の総選挙が行われるので、平成29年8月28日新潟県選挙管理委員会告示第38号による衆議院小選挙区新潟県第5区選出議員補欠選挙を行うべき事由が消滅した。

平成29年10月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第51号

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙人名簿の被登録資格決定の基準となる日及び登録を行う日について次のとおり定めた。

平成29年10月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 被登録資格決定基準日 平成29年10月9日
(ただし、年齢については、平成29年10月22日とする。)
- 2 登録日 平成29年10月9日

◎新潟県選挙管理委員会告示第52号

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成29年10月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成29年10月10日

人事委員会公告

平成29年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度：追加募集（総合土木、建築））の実施について（公告）
次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度：追加募集（総合土木、建築））を行う。

平成29年10月6日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
総合土木	5人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事します。
建築	1人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関又は教育委員会で、公共建物の設計・工事監理や住環境の整備等の業務に従事します。

○採用予定人員については、変更になることがある。

○受験申込みは、上記のうち1試験職種に限る。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人

ア 昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人

イ 平成8年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成30年3月31日までに卒業する見込みの人（新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。）

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 エ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 第1次試験

(1) 方法

ア 教養試験

イ 専門試験

※教養試験及び専門試験は、大学卒業程度で、筆記試験（択一式）により行う。

ウ 論文試験

※論文試験は、第2次試験として評価する。

エ 適性検査

(2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場
平成29年11月19日（日）	午前8時30分から 午前8時45分	新潟県庁 （新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 発表

平成29年11月30日（木）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>）に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

4 第2次試験

(1) 方法

面接試験（集団討論面接及び個別面接）

※集団討論面接については、受験者が少ない場合は行わない。

(2) 試験日及び試験場

試験日	試験場
12月9日（土）又は12月10日（日）（予定）のうち 第1次試験合格通知で指定する日	新潟県庁 （新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 発表

平成29年12月21日（木）午後1時（予定）に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ（<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>）に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を通知する。

(4) その他

受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査する。

5 試験の配点及び合格者の決定について

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次とおりの一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず不合格となる。

区分	種目	配点※	基準
第1次試験	教養試験	100点	それぞれ正答率3割5分以上 （基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある。）
	専門試験	100点	
第2次試験	面接試験	130点	50点以上
	論文試験	20点	11点以上

※教養試験及び専門試験については、粗点（正答数）をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点～100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

標準点＝15×（A－B）÷C＋50

A：ある受験者の粗点（正答数）

B：当該種目の平均得点

C：当該種目の標準偏差

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿への登載後、任命権者から人事委員会への請求に応じて推薦され、各職種
の欠員の状況により任命権者が採用を決定する。
- (2) 採用は、原則として平成30年4月1日である。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

平成29年度新規学校卒業者の初任給は、186,832円（地域手当を含む。）となる。

なお、このほか期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

8 受験手続

(1) 受験申込書の配布等

受験申込書は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ
(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>) からダウンロードすることができる。

受験申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度追加試験請求」と朱書し、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、郵便番号950-8570 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 新潟県職員採用案内ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>) から電子申請を行う。（なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

イ 受験申込書に所要事項を記入し、新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に直接持参するか、郵送すること。（郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度追加試験受験」と朱書し、必ず簡易書留等確実な方法をとること。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねる。）

(3) 受付期間

ア 電子申請、郵送、持参いずれも平成29年10月6日（金）から平成29年11月6日（月）まで受け付ける。

イ 電子申請の場合、平成29年11月6日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。

ウ 郵送の場合、平成29年11月6日までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 持参の場合、午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。ただし、土曜日、日曜日及び祝日については持参の受付を行わない。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第7号

新潟県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年新潟県教育委員会規則第14号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

なお、平成17年4月新潟県教育委員会告示第15号は、廃止する。

平成29年10月6日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

法令又は条例等の名称	条項
新潟県情報公開条例（平成7年新潟県条例第1号）	第5条及び第16条
新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）	第5条及び附則第8項